

# 食品営業許可 申請のてびき

八幡浜保健所

生活衛生課 食品監視グループ

愛媛県八幡浜市北浜1-3-37

TEL 0894-22-4111 (内318、319)

# 食品営業許可とは

「飲食店営業」、その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、食品衛生法施行令で定める次の営業を行う場合は、食品衛生法第55条に基づき都道府県知事（松山市は市長）の許可を受けなければなりません。

※食品営業許可について（八幡浜保健所 HP）

<https://www.pref.ehime.jp/nan53125/seikatsueisei/eigyokyoka.html>

## 許可を要する食品関係営業施設（32業種）

業種	食品例
飲食店営業	食堂、スナック、 テイクアウト
調理の機能を有する 自動販売機	自動販売機
菓子製造業	菓子、パン、あん類
アイスクリーム類製造業	〇〇アイス
乳処理業	（乳の処理、製造）
特別牛乳搾取処理業	（特別牛乳の搾取から処理）
乳製品製造業	乳製品
集乳業	（乳を集荷、保存）
食肉処理業	（と殺・解体した肉を分割・細切）
食肉販売業	精肉
食肉製品製造業	ハム、ベーコン製造
魚介類販売業	鮮魚
魚介類競り売り営業	魚市場
水産製品製造業	かまぼこ店、干物店 かまあげシラス製造
冷凍食品製造業	冷凍食品
液卵製造業	液卵

業種	店舗例
食品の放射線照射業	（ばれいしょの放射線照射）
清涼飲料水製造業	飲料
冰雪製造業	冰雪製造
食用油脂製造業	食用油脂、マーガリン
みそ又はしょうゆ製造業	みそ、しょうゆ
酒類製造業	酒類
豆腐製造業	豆腐
納豆製造業	納豆
麺類製造業	めん類
そうざい製造業	そうざい、弁当
密封包装食品製造業	レトルトパウチ食品
添加物製造業	添加物製造
複合型そうざい製造業	（そうざい、麺、菓子、食肉製品）
複合型冷凍食品製造業	冷凍食品
漬物製造業	漬物類
食品の小分け業	

# 申請手続きの流れ

## 1. 事前相談

- 営業所所在地を管轄する保健所に、設計図面等を持参のうえ事前に相談して下さい。
- 水道水以外の水（打ち抜き、井戸水等）を使用する場合は水質検査が必要です。  
(水質検査には日数がかかりますので、早めに準備してください。ただし、有効期間は1年間です。)

## 2. 営業許可申請（ネット申請可）

- 申請は開業前に余裕を持って行ってください。

## 3. 施設検査

- あらかじめ施設検査日を打ち合わせて実施します。  
(施設検査の際は、営業者が立ち会ってください。)

## 4. 許 可

- 施設基準(※1)に適合すると許可になり、許可証を後日交付します。

## 5. 営業開始

- 交付された営業許可証を、施設内に掲示してください。
- 食品の規格基準(※2)が定められている場合は、基準に適合しなければなりません。

### ※1 施設基準とは

知事が営業の施設について、公衆衛生の見地から定めた必要な基準

<https://www.pref.ehime.jp/nan53125/seikatsueisei/eigyokyoka.html>

### ※2 規格基準とは

厚生労働大臣が、公衆衛生の見地から定めた食品・添加物の製造、保存などの基準、及び食品・添加物の成分の規格（細菌数、食品添加物など）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin\\_kikaku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin_kikaku/index.html)

## 申請に必要な書類

保健所窓口への紙申請の場合は、必ず黒のボールペンか万年筆で記入してください。  
申請は、必要書類を完備して、営業開始の10日くらい前までに行ってください

	必要書類	内 容
1	食品営業許可申請書	○ 施設の平面図、設備の概要 直接記入又は、設計図等のコピー等を添付してください。 (寸法及び、主要機械器具(手洗い、冷蔵庫等)を記入。)
2	申請手数料	○ 手数料は業種によって異なります。
3	法人の場合は登記簿謄本又は定款の写し (確認後返却します)	○ 定款の写しには、次のように原本証明してください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;">         当社の定款に相違ありません          令和 年 月 日          ○○会社 (代)○○ (登記している印)       </div>
4	水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書	○ 水道水以外の水(打ち抜き、井戸水等)を使用する場合は水質検査が必要です。 (水質検査には日数がかかりますので、早めに準備してください。ただし、有効期間は1年間です。)

## 申請手数料

飲食店営業	露店または自動車 9,000 円 そ の 他 18,000 円	自動販売機による 食品調理販売営業	5,000 円
食肉販売業	11,000 円	みそ又はしょうゆ製造業	18,000 円
魚介類販売業	11,000 円	豆腐製造業	16,000 円
食肉処理業	23,000 円	麺類製造業	16,000 円
菓子製造業	16,000 円	そうざい製造業	23,000 円
アイスクリーム類製造業	16,000 円	複合型そうざい製造業	33,000 円
乳製品製造業	23,000 円	冷凍食品製造業	23,000 円
清涼飲料水製造業	23,000 円	複合型冷凍食品製造業	33,000 円
食肉製品製造業	23,000 円	漬物製造業	18,000 円
水産製品製造業	18,000 円	密封包装食品製造業	23,000 円
冰雪製造業	23,000 円	食品の小分け業	16,000 円
酒類製造業	18,000 円	添加物製造業	23,000 円
食用油脂製造業	23,000 円	液卵製造業	18,000 円

# 食品衛生申請等システムの利用方法

## Step 0 食品衛生申請等システムへアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



PCでのアクセスを推奨します。

スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。

**iPhone (Safari) の場合**

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

**Android (Chrome) の場合**

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

## Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

G BizIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得します。

G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

通常のアカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G BizIDの取得を推奨します。

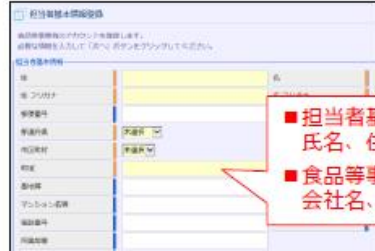
① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス



② G BizIDの作成またはアカウント作成を選択



③ 必要情報を入力し、登録



- 担当者基本情報  
氏名、住所、連絡先等
- 食品等事業者基本情報  
会社名、住所、連絡先等

## Step 2 各種申請（届出）の手続き方法

① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン  
※表面に記載のURLまたはQRコードからアクセス



② 目的の項目を選択



④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせをすることがあります。

③ 必要情報を入力

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html)



# 管轄する保健所

営業所所在地を管轄する保健所が窓口になります。

保健所名	TEL	管轄区域
四国中央保健所 衛生環境課	0896-23-3360	四国中央市
西条保健所 生活衛生課	0897-56-1300	新居浜市、西条市
今治保健所 生活衛生課	0898-23-2500	今治市、上島町
中予保健所 生活衛生課	089-941-1111	伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜保健所 生活衛生課	0894-22-4111	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所 生活衛生課	0895-22-5211	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
松山市保健所 生活衛生課	089-911-1808	松山市

## 八幡浜保健所の所在地

